

## 議案第52号

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年5月28日提出

提出者	北名古屋市議会議員	井上一男
	同上	猶木義郎
	同上	渡邊麻衣子
賛成者	北名古屋市議会議員	桂川将典
	同上	浅利公恵
	同上	間宮文枝
	同上	川淵康宏
	同上	黒川サキ子

### 提案理由

この案を提出するのは、議長、副議長及び議員の議員報酬及び期末手当を減額し、新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てるため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の特例を定める条例

(議員報酬の特例)

第1条 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで（以下「特例期間」という。）に支給する議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額、北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成18年北名古屋市条例第43号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(期末手当の特例)

第2条 特例期間における条例第6条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、前条に規定する議員報酬の月額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。